

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和4年1月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100949 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100169 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 30 年 12 月 7 日の標準賞与額を 78 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 7 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 12 月 7 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 12 月 7 日

A社に勤務している期間のうち、請求期間の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求期間に係る賃金台帳により、請求者は、同社から当該期間に 78 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 12 月 7 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 3 年 2 月 17 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 12 月 7 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101004号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100046号

第1 結論

平成10年4月から平成17年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月から平成17年3月まで

私は、請求期間について、定期的に当時の住民票の住所地で国民年金保険料の免除申請を行っていた。調査の上、記録を国民年金保険料の全額免除期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、20歳到達を契機として平成9年*月*日に付番され、請求期間前の同年*月から平成10年3月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できる。

一方、請求者は、当時の住民票の住所地で請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を定期的に行っていた旨主張しているものの、免除申請の時期、場所、申請の理由、当時の職業及び所得について請求者から回答を得られないことから、請求期間の免除申請手続に関する状況は不明である。

また、戸籍の附票により、請求期間当時、請求者が住所を定めていたことが確認できるA市及びB市並びに当該市を管轄する年金事務所は、保存期限経過のため、請求期間の免除申請に係る資料はない旨回答していることから、請求者が請求期間の免除申請を行ったことを確認することができない。

さらに、請求期間当時、免除申請については、年度ごとに申請手続を行うこととされていたところ、請求期間は84か月と長期間であり、複数の行政機関(A市及びB市)において複数回の免除申請手続が必要であったにもかかわらず、その全てが記録されていなかったとは考え難い。

このほか請求者が請求期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を行っていたことを示す関連資料はなく、請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101008 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2100047 号

第 1 結論

昭和 57 年*月から昭和 61 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年*月から昭和 61 年 2 月まで

国の記録では、請求期間が国民年金の未加入期間と記録されているが、当該期間の国民年金保険料の納付については、私が 20 歳になったときから母が納付してくれていたと聞いている。調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳になったときから自身の国民年金保険料を母親が納付していた旨陳述している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録している市区町村で、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、オンライン記録において、請求者が国民年金に加入した記録はなく、また、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について関与しておらず、いずれも母親が行っていた旨陳述している一方、母親は、請求期間当時のことを憶えていないとしており、請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができない。

以上のことから、請求者においては、国民年金に加入した形跡はなく、請求期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。